

令和8年度採種園整備（伐採・除根・破砕）業務作業仕様書

（伐採作業）

第1条 伐採作業に支障となるササ、つる並びに雑草等は、伐採前に除去すること。

- 2 伐採指定された母樹・支障木の位置、標識等を図面（別紙1、別紙2-1～2-8、別紙3、別紙4）で確認し伐採すること。指定木以外の伐採は行わないこと。育成中の母樹の枝等を損傷しない方向に伐倒を行うこと。
- 3 造材は長さ2mを基本とし、2m未満のものは2m材とは別に巻き立てること。
- 4 造材した丸太は、のちの工程に支障を及ぼさない場所に集積すること。
- 5 伐木、造材に伴い発生した丸太・枝条等は、指定された場所に運搬し、破砕すること。
- 6 枝条等の運搬にあつては、荷台から枝条等が落下、飛散することがないように丁寧に積込むこと。また、走行速度を遵守し、急旋回を行うことのないように心掛けること。

（除根作業）

第2条 除根指定された母樹（切株を含む）の位置、標識等を図面（別紙1、別紙2-1～2-8）で確認し、植栽位置を中心として3×3㎡の範囲で除根作業を行うこと。

- 2 除根により発生した根株（地下部、以下同じ）は、積込、破砕に支障がないよう付着している土砂を振るい落とし、根切を行うこと。
- 2 根切後の根株は、指定された場所に運搬し、破砕すること。
- 3 運搬時に根株が落下、飛散することがないように丁寧に積込むこと。また、走行速度を遵守し、急旋回を行うことのないように心がけること。
- 4 除根により生じた土地の凹凸は、重機走行に支障を及ぼさない程度に整地すること。

（破砕作業）

第3条 粉砕作業時は飛散物がないか確認し、必要な安全措置を講じること。

- 2 所定場所で仮置している集積木についても、指定された場所に運搬し、破砕すること。
- 3 破砕によりチップ化された木材チップは、所定の場所に集積し、場外に持ち出さないこと。
- 4 集積したチップが流出することがないように、必要な措置を講じること。

（その他）

第4条 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。